

児童ホーム入所申請に関する誓約書兼同意書

児童ホームの利用について、全て遵守し、以下の事項に誓約・同意します。

No.	誓約兼同意内容
1	児童ホーム入所・児童育成料決定等のため、尼崎市の住民基本台帳・市民税の課税台帳を閲覧すること。尼崎市外に住民登録していた場合、住民登録していた市町村に対して尼崎市が納税状況等を照会すること。
2	申請や利用にあたって、必要と認められる情報を就労先や関係機関(学校・幼稚園・保育所等)に照会すること。
3	入所している他の児童や指導員等への不穏当な言動(暴行を加えたり、暴言を吐く等)など、他人に迷惑を及ぼす行為、その他児童ホームの管理に支障を及ぼす恐れのある行為はしないこと。 児童が施設や設備等を損傷又は滅失した場合には、現状に回復し、又はその損害を賠償すること。
4	児童ホーム入所決定後、速やかに児童育成料の引落とし口座の手続きを行い、毎月末に指定の口座から引き落とすこと。(4・5月分は5月末に引き落とすこと。月末が銀行休業日の場合は翌営業日に引き落とすこと。)
5	月途中の入退所については、児童育成料の日割りができないこと。
6	長期間欠席していても在籍扱いとなるため児童育成料を納めること。
7	婚姻(事実婚等含む)、離婚、離職等、申請時の書類に変更がある場合は、速やかに児童ホームまたは児童課に申し出るとともに、変更後の書類を提出すること。手続きが遅れた場合、定められた児童育成料を納めること。申請内容に相違が判明した場合、利用をお断りすることがあること。
8	児童ホーム入所後に児童育成料の減免申請をし、許可された場合、申請のあった月の翌月分から定められた児童育成料を納めること。
9	定められた児童育成料を必ず納めること。滞納がある場合利用許可ができないこと。利用中の場合は、利用をお断りすることがあること。
10	スポーツ安全保険に加入し、定められた保険料を納めること。
11	児童ホーム入所要件の資格を失ったとき、または、入所の必要がなくなったときは児童課まで連絡し、退所(辞退)届を提出すること。
12	申請状況により不許可となること。
13	退職した場合、復職後、速やかに就労証明書を提出すること。
14	(離職した方のみ)離職後、離職日より6か月以内に就労証明書を提出すること。提出できない場合は、退所(辞退)すること。
15	(育児休業の方のみ)育児休業復職後、速やかに就労証明書を提出すること。提出できない場合は、退所(辞退)すること。
16	(採用予定の方のみ)採用後、速やかに就労証明書を提出すること。提出できない場合は、退所(辞退)すること。
17	(在学の方のみ)4月以降に、当該年度の在学証明書と時間割を提出すること。提出できない場合は、退所(辞退)すること。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

保護者氏名 _____

この誓約書兼同意書の記載に関しては、児童ホーム入所に関することに必要な場合のみ使用し、それ以外には使用しません。